

給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和5年分以降用)

(令和 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

雇用者給与等支給額 (付表1④)	①	円	控除対象雇用者給与等支給増加額 (③と⑦のうち少ない金額)	⑬	円	
比較雇用者給与等支給額 (付表1⑪)	②		雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表2⑫)	⑭		
雇用者給与等支給増加額 (①-②)	③	(マイナスのときは0)	差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑬-⑭)	⑮	(マイナスのときは0)	
雇用者給与等支給増加割合 (③÷②) (②=0の場合は0)	④		税額控除限度額又は中小事業者税額控除限度額の計算 第1項適用の場合 ① ≥ 4% の場合 0.1 ⑮ ≥ 20% 又は ⑫ = ⑭ > 0 の場合 0.05 税額控除限度額 (⑮ × (0.15 + ⑲ + ⑳)) (① < 0.03 の場合は0) 第2項適用の場合 ④ ≥ 2.5% の場合 0.15 ⑮ ≥ 10% 又は ⑫ = ⑭ > 0 の場合 0.1 中小事業者税額控除限度額 (⑮ × (0.15 + ㉒ + ㉓)) (④ < 0.015 の場合は0)	⑰		
増 加 額 の 計 算 調 整 雇 用 者 給 与 等 支 給	調整雇用者給与等支給額 (付表1⑤)	⑤		円	⑱	
	調整比較雇用者給与等支給額 (付表1⑫)	⑥			⑲	
	調整雇用者給与等支給増加額 (⑤-⑥)	⑦		(マイナスのときは0)	⑳	円
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 の 計 算	継続雇用者給与等支給額 (付表1「⑲の1」)	⑧		㉑		
	継続雇用者比較給与等支給額 (付表1「⑲の2」)	⑨		㉒		
	継続雇用者給与等支給増加額 (⑧-⑨)	⑩	(マイナスのときは0)	㉓	円	
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑩÷⑨) (⑨=0の場合は0)	⑪		㉔		
教 育 訓 練 費 増 加 割 合 の 計 算	教育訓練費の額	⑫	円	所得税額の特別控除額の計算 調整前事業所得税額	㉕	
	比較教育訓練費の額 (付表1㉑)	⑬		本年税額基準額 (㉕ × $\frac{20}{100}$ )	㉖	
	教育訓練費増加額 (⑫ - ⑬)	⑭	(マイナスのときは0)	本年税額控除可能額 (㉑又は㉒)と㉖のうち少ない金額	㉗	
	教育訓練費増加割合 (⑭ ÷ ⑬) (⑬=0の場合は0)	⑮		調整前事業所得税額超過構成額	㉘	
			所得税額の特別控除額 (㉗-㉘)	㉙		

## 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和5年分以降用)

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項又は第2項に規定する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「⑰」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表2）』の「⑱」欄の額を記載します。
- (2) 「㉓」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「㉔」欄には、第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける場合には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載し、第10条の5の4第2項の規定の適用を受ける場合には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項及び第2項